<診断基準>

確定診断例を対象とする。

- 1. 臨床所見
 - 意識障害、けいれん

低血糖によって起こる。急激な発症形態から急性脳症、肝機能障害を伴う場合はライ様症候群と臨床診断される場合も多い。

② 心筋症状

心筋症は新生児期発症例で見られることがあり、治療に難渋する。

③ 不整脈

心筋症に伴うことが多い。

④ 肝腫大

病勢の増悪時には著しい腫大を認めることもあるが、間欠期には明らかでないことも多い。

⑤ 骨格筋症状

ミオパチー、筋痛、易疲労性を呈する事が多い。本疾患ではしばしば横紋筋融解症を来す。幼少時には肝型の臨床像であっても、年長になるに従い、骨格筋症状が中心となる症例がある。

⑥ 消化器症状

乳幼児期発症型において、低血糖時に嘔吐が主訴になることがある。

⑦ 発達遅滞

診断に至らなかった急性発作からの回復後や繰り返す低血糖発作によると考えられる。

2. 参考となる検査所見

① 低~非ケトン性低血糖

低血糖の際に血中および尿中ケトン体が低値となる。血中ケトン体分画と同時に血中遊離脂肪酸を測定し、遊離脂肪酸/総ケトン > 2.5, もしくは 遊離脂肪酸/3ーヒドロキシ酪酸 > 3.0 であれば本症を含む脂肪酸 β 酸化異常が疑われる。

② 肝逸脱酵素上昇

肝逸脱酵素の上昇を認め、急性期には脂肪肝を合併していることが多く、画像診断も参考になる。

③ 高 CK 血症

非発作時に軽度高値でも、急性期には著明高値となることもある。

④ 高アンモニア血症

急性発作時に高値となる。

⑤ 筋生検

診断に筋生検が必須ではないが、筋生検の所見では赤筋を中心に所見がみられ、赤色ぼろ繊維や Oil red O 染色での強反応は脂肪酸代謝異常症を強く疑う所見になる。

- 3. 診断の根拠となる特殊検査
- ①タンデムマス検査所見

新生児マススクリーニングでは C10:1 の上昇によってスクリーニングされるが、実際には短鎖~長鎖アシルカ

ルニチンが広範に上昇するプロフィールが特徴である。再検査、精密検査時はこれらの所見にも十分に留意してアシルカルニチン全体のプロフィールを俯瞰する必要がある。重症例はマススクリーニング以前に発症する。 この場合、一見長鎖脂肪酸代謝異常症の様なアシルカルニチンプロフィールとなる事がある。

タンデムマス検査のみでは生化学診断は困難であるので、軽度であっても異常が続く場合は、漫然と再検を 繰り返すのではなく、確定診断のための検査が推奨される。

②尿中有機酸分析所見

複数の脱水素酵素反応が障害されることによって非ケトン性ジカルボン酸尿、エチルマロン酸尿、ヘキサノイルグリシン、スベリルグリシン、イソバレリルグリシン、メチルブチリルグリシン、グルタル酸、2-ヒドロキシグルタル酸などの排泄増加がみられる。

③遺伝子解析

GA2 の原因となる遺伝子に ETFA, ETFB および ETFDH があり、それぞれは ETF α 、ETF β および ETFDH に対応する。本疾患では遺伝子型と表現型の明らかな対応はないが、ETFDH の変異症例には乳幼児期以降に発症する例が多い傾向はある。

4)酵素診断

イムノブロッティング: 培養皮膚線維芽細胞を用いて、ETF α および ETF β 、ETFDH の蛋白発現を評価することで確定診断ができる。

⑤脂肪酸代謝能検査(in vitro probe assay による)

タンデムマスを用いて、培養皮膚線維芽細胞の培養液中のアシルカルニチン分析を行う方法である。間接的に酵素活性を反映した結果を得ることができる。臨床病型の予測などが可能とされる。ただし、皮膚生検を行い結果まで2-3ヶ月を要する事もあり、確定診断には補助的な役割と位置づけ出来る。

4. 診断基準

疑診:①のタンデムマス・スクリーニングのプロフィールで本疾患が疑われれば疑診とする。タンデムマス検査のみでは生化学診断は困難である。上記に加え、②で明らかな異常所見を認めた場合は、治療を開始する。

診断の根拠となる検査のうち②において本症と診断可能な典型的異常所見を示すか③~⑤の少なくとも一つで疾患特異的異常を認めるとき、確定診断とする。

<重症度分類>

中等症以上を対象とする。

先天性代謝異常症の重症度評価(日本先天代謝異常学会)

			点数
I		薬物などの治療状況(以下の中からいずれか1つを選択する)	
	а	治療を要しない	0
	b	対症療法のために何らかの薬物を用いた治療を継続している	1
	С	疾患特異的な薬物治療が中断できない	2
	d	急性発作時に呼吸管理、血液浄化を必要とする	4
П		食事栄養治療の状況(以下の中からいずれか1つを選択する)	
	а	食事制限など特に必要がない	0
	b	軽度の食事制限あるいは一時的な食事制限が必要である	1
	С	特殊ミルクを継続して使用するなどの中程度の食事療法が必要である	2
	d	特殊ミルクを継続して使用するなどの疾患特異的な負荷の強い(厳格な)食事療法の継続	4
		が必要である	
	е	経管栄養が必要である	4
Ш		酵素欠損などの代謝障害に直接関連した検査(画像を含む)の所見(以下の中からいずれ	
		か1つを選択する)	
	а	特に異常を認めない	0
	b	軽度の異常値が継続している (目安として正常範囲から 1.5SD の逸脱)	1
	С	中等度以上の異常値が継続している (目安として 1.5SD から 2.0SD の逸脱)	2
	d	高度の異常値が持続している (目安として 2.0SD 以上の逸脱)	3
IV		現在の精神運動発達遅滞、神経症状、筋力低下についての評価(以下の中からいずれか	
		1つを選択する)	
	а	異常を認めない	0
	b	軽度の障害を認める (目安として、IQ70 未満や補助具などを用いた自立歩行が可能な	1
		程度の障害)	
	С	中程度の障害を認める (目安として、IQ50 未満や自立歩行が不可能な程度の障害)	2
	d	高度の障害を認める (目安として、IQ35 未満やほぼ寝たきりの状態)	4
V		現在の臓器障害に関する評価(以下の中からいずれか1つを選択する)	
	а	肝臓、腎臓、心臓などに機能障害がない	0
	b	肝臓、腎臓、心臓などに軽度機能障害がある	1
		(目安として、それぞれの臓器異常による検査異常を認めるもの)	
	С	肝臓、腎臓、心臓などに中等度機能障害がある	2
		(目安として、それぞれの臓器異常による症状を認めるもの)	

	d	肝臓、腎臓、心臓などに重度機能障害がある、あるいは移植医療が必要である	4
		(目安として、それぞれの臓器の機能不全を認めるもの)	
VI		生活の自立・介助などの状況(以下の中からいずれか1つを選択する)	
	а	自立した生活が可能	0
	b	何らかの介助が必要	1
	С	日常生活の多くで介助が必要	2
	d	生命維持医療が必要	4
		総合評価	
		I かVIまでの各評価及び総合点をもとに最終評価を決定する。	
		(1)4点の項目が1つでもある場合	重症
		(2)2点以上の項目があり、かつ加点した総点数が 6 点以上の場合	重症
		(3)加点した総点数が 3-6 点の場合	中等症

軽症

注意

1 診断と治療についてはガイドラインを参考とすること

(4)加点した総点数が 0-2 点の場合

- 2 疾患特異的な薬物治療はガイドラインに準拠したものとする
- 3 疾患特異的な食事栄養治療はガイドラインに準拠したものとする

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。